

令和4年12月2日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域
東邦電気工業（株） 東京都渋谷区恵比寿1-19-23
令和4年12月2日～令和5年1月1日（1ヶ月）
地域2（東北支社が所掌する区域）
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である東邦電気工業（株）は、令和4年10月19日、会津若松管理事務所発注の「磐越自動車道 西会津IC～津川IC間通信線路更新工事」において、磐越自動車道長坂トンネル通信機械室内での仮設ジャンパー線敷設作業中に、手動通報信号線及び手動通報コモン線の端子に誤って接触し、2線が短絡した結果、トンネル入口情報板に「進入禁止 火災」を誤表示させ、磐越自動車道西会津IC～津川IC間（上下線）の通行止めを発生させるという公衆損害事故を発生させた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第5号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から1月以上6月以内

○問い合わせ先： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課
以上